
日本ロービジョン学会理事長賞規程

- 第1条 日本ロービジョン学会(以下、本会という)は、本会の発展に著しく貢献した業績を表彰することを目的に、本会理事長賞(以下理事長賞)を設ける。
- 第2条 理事長賞は、理事長の任期内に発表された学術業績あるいは社会貢献に関して、5年以上本会の正会員である個人または団体に授与する。
- 第3条 審査の対象は、学術業績の場合、ロービジョンに関わる業績のうち、少なくとも1編が理事長の任期内に発表された論文の筆頭著者でなければならない(E-Pubを含む)。申請論文に共著者がいる場合共著者の同意が必要である。
社会貢献を対象とした場合、理事長の任期内に本会での活動を通じて国際的あるいは全国的な業績を行った個人または団体の代表者でなければならず、団体の場合にはその団体の同意が必要である。
- 第4条 理事長賞は、年間の受賞数を制限しない。
- 第5条 理事長賞受賞者には賞状を授与するが、副賞に類するものはない。
また、本会ホームページや学術総会抄録等に受賞者を掲示する。
- 第6条 理事長賞受賞者には、決定した年の次年度の学術総会で理事長から表彰を行う。受賞者は学術総会において受賞講演を行い、受賞講演に関する総説を本会の会誌に発表することができる。
- 第7条 理事長賞申請者は、申請書(1通)に加え、学術業績の場合は関連する論文の少なくとも1編を、社会貢献の場合はそれを証明する賞状や記事を電子ファイルで事務局に指定の期日までに提出する。
- 第8条 この規程の運営を円滑に行うため、理事長賞選考のための検討会議(以下、検討会議)を置く。
- 第9条 検討会議は本会理事長経験者によって構成し、学術業績の検討の場合には、学術委員会委員長も参加する。
- 第10条 検討会議は、理事長賞受賞候補者に関して提言を行う。
- 第11条 理事長は、検討会議からの提言を考慮して受賞者を決定する。
- 第12条 本規程は、理事会の決議を経て変更することが出来る。
- 附則 本規程は、2024年10月15日から施行する。